

育児・介護休業時の復帰プランについて

社員各位

令和3年11月1日
静岡塗装株式会社
代表取締役 小林 力

今現在では、育児・介護休業を取得している方はいらっしゃいませんが、今後取得される方がいる場合には、復帰しやすいように職場復帰プランを休業した社員ごとにヒアリングをしたうえで作成します。必要な方がいらっしゃれば伏見までご連絡ください。

※育児・介護休業規程より抜粋

(円滑な取得及び職場復帰支援)

第26条 会社は、育児休業又は介護休業等の取得を希望する従業員に対して、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、以下の措置を実施する。

- (1) 従業員やその配偶者が妊娠・出産したことや従業員が対象家族の介護を行っていることを知った場合、その従業員に個別に育児休業等に関する制度（育児・介護休業中及び休業後の待遇や労働条件、パパ休暇、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度など）の周知を実施する。
- (2) 当該従業員ごとに育休復帰支援プラン又は介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護休業等を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。